

政令第 号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十条第一項ただし書、第百条の二第一項本文及び第四号、第百二条の二、第百二条の三、第百四条の二の四第二項並びに第百二十五条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の三第二項第十五号中「法第百十七条の四第一項第二号又は法第百十八条第一項第四号の罪に当たる」を「別表第二の備考の二の16又は23に規定する行為に該当する」に改める。

別表第二の一の表中「歩行者側方安全間隔不保持等」を「歩行者等側方通過義務違反」に、「整備不良（制動装置等）」を「自動車等整備不良（制動装置等）」に、「原付牽引違反、整備不良（尾灯等）」を「原付等牽引違反、自動車等整備不良（尾灯等）」に改め、別表第二の備考の二の16中「同号の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた場合」を「法第百十七条の四第一項第二号の罪に当たるもの」に改め、同表の備考の二の23を次のように改める。

23 「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為（法第一百十八

条第一項第四号の罪に当たるものに限る。）をいう。

別表第二の備考の二の31中「歩行者側方安全間隔不保持等」を「歩行者等側方通過義務違反」に、「の規定」を「又は第三項の規定」に改め、同表の備考の二の51中「整備不良（制動装置等）」を「自動車等整備不良（制動装置等）」に、「行為（」を「行為（法第一百十九条第二項第二号の罪に当たるものであつて、」に改め、同表の備考の二の100中「原付牽引違反」を「原付等牽引違反」に改め、同表の備考の二の101中「整備不良（尾灯等）」を「自動車等整備不良（尾灯等）」に、「行為（」を「行為（法第一百十九条第二項第二号の罪に当たるもの」に改める。

別表第六の一の項から十五の項までの規定中「原付車」を「原付等」に改め、同表の十六の項中「整備不良（制動装置等）」を「自動車等整備不良（制動装置等）」に、「原付車」を「原付等」に改め、同表の十七の項中「歩行者側方安全間隔不保持等」を「歩行者等側方通過義務違反」に、「整備不良（尾灯等）」を「自動車等整備不良（尾灯等）」に、「原付車」を「原付等」に改め、同表の十八の項中「通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反」を「被側方通過車義務違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反」に、「牽

引違反」を「牽^{けん}引違反、軽車両整備不良、自転車制動装置不良」に、「原付車」を「原付等」に改め、同表の十九の項中「路側帯進行方法違反」の下に「並進禁止違反」を、「環状交差点左折等方法違反」の下に「軽車両乗車積載制限違反」を加え、「原付牽^{けん}引違反」を「原付等牽^{けん}引違反」に改め、「運行記録計不備」の下に「自転車道通行義務違反」を加え、「原付車」を「原付等」に改め、同表の二十の項中「原付車」を「原付等」に改め、同表の備考の二中25を31とし、24を30とし、23を28とし、その次に次のように加える。

29 「自転車道通行義務違反」とは、法第六十三条の三の規定の違反となるような行為をいう。

別表第六の備考の二中22を26とし、その次に次のように加える。

27 「軽車両乗車積載制限違反」とは、法第五十七条第二項の規定に基づく公安委員会の定めに違反する行為をいう。

別表第六の備考の二中21を24とし、その次に次のように加える。

25 「並進禁止違反」とは、法第十九条の規定の違反となるような行為をいう。

別表第六の備考の二中20中「の規定」を「又は第六十三条の四第二項の規定」に改め、同表の備考の二中

20を23とし、19を22とし、18を21とし、17の次に次のように加える。

18 「被側方通過車義務違反」とは、法第十八条第四項の規定の違反となるような行為をいう。

19 「軽車両整備不良」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（法第二百二十条第一項第七号の罪に当たるものに限る。）をいう。

20 「自転車制動装置不良」とは、法第六十三条の九第一項の規定に違反する行為をいう。

別表第六の備考の三の4中「原付車」を「原付等」に、「及び原動機付自転車」を「、原動機付自転車及び軽車両（重被牽引^{けん}車を除く。）」に改める。

附 則

この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十四号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

理 由

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、自転車等の運転者による反則行為の種別及び当該反則行為に係る反則金の額を定める等の必要があるからである。